

2016年度（平成28年）事業報告

平成28年3月、社会福祉法等の一部を改正する法律が可決され、全ての社会福祉法人に対して ①公益性・非営利性の徹底 ②国民に対する説明責任の履行 ③地域社会への貢献を改革の視点として、事業の透明性の向上、経営組織のガバナンスの確保、財務規律の強化を推進するよう義務付けられました。

これら社会福祉法人制度改革の中にあつて、児童福祉施策は社会的養護事業を ①家庭的養護の推進 ②専門的ケアの充実 ③自立支援の充実 ④家庭支援・地域支援の充実化を四つの柱として定義し、より継続した専門的なケアの展開を各児童養護施設に求めています

愛神愛隣舎では、年間を通して、家庭的養護を目的とした「子どもの生活の質の向上」「援助技術者の質の向上」「自立に向けた支援の充実化」「地域支援の模索」を重点課題として取り組んで参りました。

児童の生活においては、安定した職員との関わりのなかで愛着を深め、発達段階に応じた衣・食・住・教育の提供を行ない、年中行事や各招待行事を体験することによって情操教育と社会性を担保してきました。とりわけ高齢児においては部活動やアルバイトに専念する者、進学や就職に向けて勉学に熱心に取り組む者など、それぞれの児童の意識や志望に寄り添い傾聴することにより、児童の自尊意識を高め、自立に向けての動機付けを図ってまいりました。

特に昨年4月より新たに開設したグループホームでは、子どもたちが職員と共に家庭に近い生活環境の中で、互いに信頼関係を深め日常生活を送ることにより自信を取り戻し、逞しく成長する姿が見られるようになりました。

また彼らを支援する職員の力量を担保し援助技術を向上させるための研修体制もさらに強化いたしました。

家族支援においては、虐待を含め複雑な家庭事情や子ども自身が抱える発達障害などの課題に対応しなければならないケースが以前に比べてかなり増加しており、各担当職員および家庭支援専門相談員・個別対応職員・心理士等が、児童相談所のケースワーカーや学校などと協働し、時に保護者も参加した担当者会議・面接・家庭訪問の実施・電話相談などを実施するなかで家族再統合にむけた調整を図りました。

さらに入所措置に至らないケースでも、虐待等の緊急対応が必要な家庭・家族に対して緊急一時保護として児童を受け入れる体制を整え、実施してまいりました。

1. 養育・療育推進事業

- * 舎の入所児童の約7割が被虐待児童（内、約3割が何らかの発達障害を抱える）であるという状況を考慮し、トラウマケアを主軸とした心理ケアの実施を強化しました。（別紙参照）
入所児童30名中29名の児童に対し、メンタルフレンド（12名）・心理士による心理ケア（箱庭療法・アートセラピー・プレイセラピー・カウンセリング等）を週に1回、もしくは2週に1回のペースで実施しました。
更に、親からの虐待等により重篤な状態に陥ったケースには神戸市こども家庭センターと協議の上、“心のケアセンター”への受診を行ない、精神科の専門医による治療を受けさせると共に施設職員も連携して、トラウマ回復への支援を行ないました
- * 音楽療法の実施（年2回・フィーリングアーツ・北村先生他）
- * 児童学習進路指導の一環として学習塾への修学・学習ボランティアの活用（中学生9名・高校生2名対象）
- * 個別対応児童の家庭生活体験事業の実施
- * 各学校・教育機関との連携を図るための交流会・個別カンファレンスの実施（ランバス幼稚園・稗田小学校・原田中学校）
- * 各児童相談所との連携（電話相談・通所指導・心理判定・一時保護）
- * 情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設等と連携し、通所・相談事業の実施
- * 児童の自立支援に関して年2回の自立支援計画の策定と見直し
- * 自立のための食育訓練として調理実習（お楽しみ料理の会）の開催
- * 児童の社会性の修得を目的としたアルバイト体験の実施（高校生7名）
- * 里親支援として週末里親・季節里親の開拓・マッチングを図る（4名対象）

2. 人材育成推進事業

- * 発達障害やADHD（注意欠陥多動性症候群）、自閉症、不登校などの課題を抱える児童の支援のために、それらの事象を理解しどのように具体的に援助していくかを、様々な研修・ワークショップ・講演などを通して考え修得させる機会を担保しました。（Sign's スタディグループへの参加・市民福祉大学主催の各研修会など）

平成28年度防災報告

平成29年5月15日

中林 晃一

① 施設内避難訓練

平成28年4月～平成29年3月 毎月1回

訓練内容：避難訓練・消火訓練・避難誘導訓練及び点呼

② 施設内自主点検

平成28年4月～平成29年3月 毎週1回

③ 自衛総合防災訓練 平成29年1月21日

※別紙参照

④ 消防用設備点検（有限会社カンバラ）

平成28年7月15日 その後、灘消防署に点検結果報告済

神戸市安全推進委員会との総合防災訓練

日 時：平成29年1月21日（土）

時 間：10：00～12：40頃

場 所：愛隣舎内と園庭

防災訓練内容

- 10：00～10：10 総合防災訓練の説明
- 10：10～10：20 通報避難訓練開始（避難順序は別紙参照）
避難後点呼が完了すれば園庭に集合
- 10：20～10：30 神戸市安全推進委員会の方より挨拶
- 10：30～11：00 消火訓練（園庭）
・水消火器での消火訓練
・消火器での消火訓練
- 11：00～11：10 移動（3F教会堂）
- 11：10～12：00 応急手当講習（3階教会堂）
・AEDの使用説明
・心肺蘇生法の実践訓練
・けがの応急手当の訓練
・三角巾、包帯の手当方法の講習
- 12：00～12：05 移動
- 12：05～12：30 炊き出し体験、片づけ（屋外）
- 12：30～12：35 終わりの言葉